

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年島根県条例第 42 号）第22条第1項の規定に基づき、店舗等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 18 年 12 月 28 日

島 根 県 知 事 澄 田 信 義
島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年島根県条例第42号。)第22条第1項の規定に基づき、銀行その他の金融機関、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定めるもの（以下「店舗等」という。）に関し、防犯上配慮すべき事項を示すことにより、店舗等における安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、店舗等を営業し、又は管理する者に対し、店舗等における安全確保のための防犯上配慮すべき事項を示し、自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令の制約等に配慮し、店舗等の管理体制の整備状況等、地域や店舗等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となる店舗等は、公安委員会規則で定める次の施設とする。

① 銀行その他の金融機関

- ア 銀行法（昭和56年法律第59号）にいう銀行
- イ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）にいう信用金庫
- ウ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）にいう労働金庫
- エ 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）にいう商工組合中央金庫
- オ 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）にいう農林中央金庫

- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）にいう信用協同組合
- キ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にいう農業協同組合
- ク 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）にいう漁業協同組合
- ケ 貸金業法（昭和58年法律第32号）にいう貸金業者

② 深夜において営業する施設

- ア スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。イにおいて同じ。）で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）
- イ コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。）
- ウ ガソリンスタンド（計量器付きの給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売するものをいう。）
- エ 書店（書籍及び雑誌を小売するものをいう。）
- オ CD・ビデオ販売店（コンパクトディスク、ビデオテープなどの音楽・映像記録物を小売するものをいう。）
- カ CD・ビデオレンタル店（コンパクトディスク、ビデオテープなどの音楽・映像記録物を賃貸するものをいう。）
- キ 複合カフェ（設備を設けて客に書籍、雑誌の閲覧若しくは鑑覧又は電気 通信設備によるインターネットを利用させるものをいう。）

③ 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）にいう店舗

第2 配慮すべき事項

1 銀行その他の金融機関

(1) 店舗の構造

① 見通しの確保

- ア 店舗内及び来客用ロビーは、見通しを確保し、監視性を高める構造とする。
- イ 来客用出入口は、できる限り限定し、事務所からの見通しが良い位置とする。

② 来客用ロビーと事務室の分離

- ア 来客用ロビーと事務室は、容易に乗り越えることのできない構造のカウンター等で区分する。

イ 来客用ロビーと事務室との交通のための出入口には、来客用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることのできない扉を設ける。

ウ 金庫、出納など多額の現金を取り扱う場所は、来客用ロビー側から見えないように工夫する。

(2) 防犯設備

- ① 店舗外周、来客用出入口、通用口、来客用ロビー、事務室、ATMコーナー、夜間金庫その他必要箇所に防犯カメラを死角部分がないように設置する。
- ② 扉は、強固なものとし、主錠のほか補助錠及び周囲に異常を知らせるための防犯設備を設置するとともに、通用口には、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ、照明器具等の来訪者確認のための設備を設ける。
- ③ 各階の窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、周囲に異常を知らせるための防犯設備その他の侵入防止装置を設ける。
- ④ 110番直結の通報装置及び店舗内又は店舗外に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

ア 開店中

警戒専従員はもとより、職員は常に店舗外周、来客用出入口、来客用ロビー等の警戒に配慮するとともに、来店客等に対する積極的な声かけを行う。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。

イ 閉店時

警戒専従員は、特に来客用出入口又はその周辺に位置し、警戒する。

ウ 閉店後

(ア) 外部との交通は、状況に応じ複数の職員が立ち会い、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ等により、相手方及び外周の状況を確認した上で行う。

(イ) 夜間等において無人となる店舗については、警備業者による機械警備等を委託する。

② 現金輸送業務

ア 警備業者に委託するよう努める。また、自ら輸送する場合は、専用の現金輸送車を使用し、警戒員を同乗させる。

イ 現金輸送車には、防犯上必要な装備を施すとともに、通信資機材を搭載し、防犯責任者等が常時指揮把握できるようにする。

(4) ATMの防犯対策

① 本体

- ア 本体は、工具等による破壊に一定時間耐えられる強度とする。
なお、プロテクター等により補強して同様の強度とすることも差し支えない。
- イ 本体は、容易に移動できないように、床面等に固定する。
- ウ 本体内にGPS装置等追跡装置を設置する。
- エ 配線等には、切断されたときに異常発報する機能を設ける。
- オ 暗証番号等を操作する部分が、他人から容易に見えないように工夫する。

② 本体上部又は周辺

- ア 利用者の上半身が撮影できるように防犯カメラを設置する。この場合において、利用者の顔面の撮影ができるように配慮する。
- イ 緊急時に警備業者の基地局、金融機関の事務センター、サービスセンター等に直接異常を知らせることができる緊急通報装置(非常ボタン)を設置する。
- ウ 犯人を威嚇するとともに、周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

③ 扉

- ア 本体の強度と同等以上とし、ピッキング、こじ破り等の不正な手段による開扉を防止するための対策を施す。
- イ 破壊による衝撃や焼き切りによる熱等を感知し、管理センター等に発報する機能を施す。また、周囲に異常を知らせるための防犯設備を設ける。

④ ブース

- ア ブースを新たに設置する場合は、く体を鉄骨等により強化し、容易に破壊されないものとするほか、既設のものは、鉄骨等により補強する。
- イ ブース及びその周辺を外部から撮影する防犯カメラを設置する。
- ウ ブースへの車両の接近を制御する車止め等を設置する。

⑤ 現金補てん箇所

- ア 現金補てんは、現金カセット自体を入れ替える方式など補てん作業中に直接現金が人目に触れない方式とする。
- イ 現金カセットを入れ替える際には、開錠操作が必要な構造とする。
- ウ 現金カセットを通常の方法以外の方法で引き出した場合にそれを感知して発報する装置を設置し、周囲に異常を知らせるための防犯設備と連動させる。
- エ 現金補填作業は、専門の警備業者に委託する。

(5) その他

- ① 近隣居住者等に対し、不審者についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- ② ATMの設置者は、設置場所の管理者等と緊密な連携を図り、防犯設

備の充実や設置場所の管理者等による監視の実施など、防犯対策を強化する。また、管理者等は、防犯設備に関する定期的な保守点検を実施する。

- ③ 特殊詐欺（注1）被害防止のために事業者がとるべき方策
 - ア 特殊詐欺の被害防止に資するものとして事業者の取組が有効であることを認識し、特殊詐欺の被害防止に関する県、市町村等による施策及び県民等による自主的な防犯活動に協力するよう努める。
 - イ 特殊詐欺の被害防止のため、従業員に対して、特にATM利用者等への声かけを励行させるなど従業員の教育・訓練を行うよう努めるとともに、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化するよう努める。
 - ウ 金融機関に併設されていない店舗外ATMの設置を委託する者に対し、特殊詐欺の被害防止に必要な情報を提供するとともに、その利用者に対する声かけ等の注意喚起を要請するよう努める。
 - エ 事業者は、その役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者又は特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察への通報その他適切な措置を講ずるよう努める。

2 深夜において営業する施設

(1) 店舗の構造

- ① 見通しの確保
 - ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。
 - イ 出入口ドア、窓ガラスには、シール、ポスター等をはり付けせず、店舗外からの見通しを確保する。
 - ウ 駐車場等店舗周辺の照明設備を充実する。
 - エ カウンターの位置等
 - (ア) カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設ける。
 - (イ) レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また、手が届かないように配置する。

(2) 防犯設備

- ① 出入口に来客感応装置を設置する。
- ② 防犯ベル（注2）等を設置する。
- ③ 通報装置と連動して点滅する等の構造の赤色灯等を店舗外に設置する。
- ④ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。
- ⑤ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。
- ⑥ 警備業者等への通報装置を設置する。
- ⑦ カウンターに脇扉を設けるとともに、確実に施錠する。
- ⑧ 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。

- ⑨ カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状態にしておく。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

- ア 複数人による勤務体制とする。
- イ 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配意する。
- ウ 来客に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。
- エ 巡回等を警備業者に委託する。

② 現金管理

- ア 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。
- イ 金庫のかぎは、店舗外で保管する。
- ウ レジ内の現金はきん少とし、使用するレジの数をできる限り少なくする。また、使用しないレジについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。
- エ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- オ 現金の搬送は複数人で行う。

(4) その他

- ① 店舗の近隣居住者に対し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- ② 店舗にATMを設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者との連携を図る。
- ③ 特殊詐欺（注1）被害防止のために事業者がとるべき方策
 - ア 特殊詐欺の被害防止に資するものとして事業者の取組が有効であることを認識し、特殊詐欺の被害防止に関する県、市町村等による施策及び県民等による自主的な防犯活動に協力するよう努める。
 - イ 特殊詐欺の被害防止のため、従業員に対して、特にATM、マルチメディア端末、電子マネー利用者等への声かけを励行させるなど従業員の教育・訓練を行うよう努めるとともに、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化するよう努める。
 - ウ 事業者は、その役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者又は特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察への通報その他適切な措置を講ずるよう努める。

3 大規模小売店舗

(1) 店舗の構造

① 見通しの確保

- ア 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造とする。
- イ 商品の陳列棚は、常に整理整とんに心掛け、万引きの防止に配慮し

た配置とする。

ウ 店舗内のエレベーターホールは、売場、通路等から見通しが確保された位置に配置する。

(2) 防犯設備

- ① 万引き防止用機器（注3）を設置する。
- ② 防犯ベル（注2）等を設置する。
- ③ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。
- ④ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。
- ⑤ 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。

(3) 警戒要領等

① 警戒要領

ア 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配慮する。

イ 来客に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。

ウ 制服警察官や防犯ボランティアによる店内巡回を推奨するほか、必要に応じ巡回等を警備業者に委託する。

② 現金管理

ア 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。

イ 金庫のかぎは、店舗外で保管する。

ウ レジ内の現金はきん少とし、使用するレジの数もできる限り少なくする。また、使用しないレジについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。

エ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

オ 現金の搬送は複数人で行う。

(4) 駐車場等

① 駐車場

ア 見通しの確保等

フェンス、さく等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 照明設備

(ア) 地下又は屋内の駐車場においては、駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

(イ) 屋外の敷地に設置した駐車場においては、夜間の周辺の状況等を考慮し、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

ウ 広報

駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報を実施する。

- ② 駐輪場
 - ア 見通しの確保等
フェンス、さく等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。
 - イ 照明設備
駐輪場の照明設備は、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。
 - ウ 盗難防止措置
駐輪場内には、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等を設置し、自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。
 - エ 広報
駐輪場の設置者及び管理者は、当該駐輪場の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報を実施する。

4 防犯体制の整備

(1) 体制の整備

- ① 店長等責任ある者の中から防犯責任者を指定する。
- ② 店舗の規模、営業形態等に応じて副責任者を指定し、防犯責任者の補助に当たらせる。
- ③ 本部・支部（又は本社・支社等）は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定し、各店舗に対して定期的（概ね月1回以上）に防犯指導を実施する。

(2) 防犯設備の点検整備・拡充

防犯責任者及び副責任者は、定期的に施設の防犯機器・設備を点検して、不備がある場合は是正措置を講じるとともに改善に努める。

(3) 防犯マニュアルの活用

防犯マニュアルを策定し、同マニュアルを店舗内に備え付けるとともに、その内容を従業員に周知する。

(4) 従業員に対する指導

- ① 防犯機器・設備の操作要領を従業員に習熟させる。
- ② 防犯訓練を定期的実施し、従業員の任務分担や警察への通報要領を徹底させる。
- ③ 来店客等への声掛けを行い、不審者等の発見に努めるよう指導する。
- ④ 日ごろから従業員等の防犯意識を醸成するための指導に努める。

(5) 管轄警察署との連携

- ① 防犯設備を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署との

連携を図り、効果的な防犯設備の設置に配慮する。

- ② 防犯責任者及び副責任者は、犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、従業員の指導や防犯体制・設備の改善に活用する。

(注1)「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、欺罔行為（人を欺く行為）を完結させるとともに、不正に調達した架空・他人名義の預貯金口座への振り込み、その他の方法により、被害者に財物を交付させるなどの詐欺をいう。

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型を『振り込め詐欺』と言い、「金融商品等取引」「ギャンブル必勝情報提供」「異性との交際あっせん」「その他」を名目とする4類型を『振り込め類似詐欺』と称しており、この8類型の詐欺を総称して『特殊詐欺』という。

(注2)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注3)「万引き防止用機器」とは、商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品にはり付けし、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」等がある。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度が概ね3ルクス以上）をいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附 則

この指針は、平成18年12月28日から施行する。

この指針は、平成29年8月28日から施行する。